明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**四三）　一五

○中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**九三）　一五

〔告　示〕

○文化財を登録有形文化財に登録する件（**文部科学**一二三）　一九

○労働者災害補償保険法施行規則第九条第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件（**厚生労働**二四七）　二四

○労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件（**同**二四八）　二五

○労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件（**同**二四九）　二六

○労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件（**同**二五〇）　二六

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**東北地方整備局**一三八）　二七

○道路に関する件（**関東地方整備局**三二八）　二八

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**九州地方整備局**一二八）　二八

○道路に関する件（**北海道開発局**七五、七六）　二八

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　二九

特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、型式適合認定、日本弁護士連合会懲戒の処分・名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・記章紛失・指定法の付記関係　三〇

地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四六

会社その他
会社決算公告　五一

省令

○厚生労働省令第九十三号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに同法第四条第一項第三号、第七条、第十一条第三号、第十六条第四項、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十三年七月二十五日

厚生労働大臣　細川　律夫

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則

目次

第一章　認定職業訓練（第一条―第九条）
第二章　職業訓練受講給付金（第十条―第二十条）
第三章　就職支援計画書の作成等（第二十一条―第二十四条）
第四章　雑則（第二十五条―第二十九条）
附則

第一章　認定職業訓練

（認定の申請）

第一条　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による職業訓練の認定（以下この章において「職業訓練の認定」という。）を受けようとする者は、当該職業訓練の開始時期に応じ、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の定める期間内に、職業訓練認定申請書（様式第一号）に厚生労働省職業能力開発局長（以下「職業能力開発局長」という。）が定める書類を添えて機構に提出しなければならない。

（法第四条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準）

第二条　法第四条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

一　訓練を行う者　次のいずれにも該当するものであること。

イ　職業訓練の認定を受けようとする職業訓練（以下この条において「申請職業訓練」という。）について、当該申請職業訓練を開始しようとする日から遡って一年間において、当該申請職業訓練と同等の内容の職業訓練を適切に行ったことがあること。

ロ　申請職業訓練を行おうとする者が過去に申請職業訓練と同一の分野に係る認定職業訓練（法第四条第二項に規定する認定職業訓練をいう。以下同じ。）を行った場合にあっては、その実績が次のいずれにも該当すること。

(1)　連続する三年の間に同一の都道府県の区域内において二以上の単位（職業訓練を行う一単位をいう。以下同じ。）の当該認定職業訓練を行った場合（当該二以上の単位の認定職業訓練が終了した日が連続する三年の間にある場合に限る。）に、当該認定職業訓練の受講を修了した第二号に規定する特定求職者等（以下「修了者」という。）及び当該認定職業訓練が終了した日前に就職した又は自営業者となったことを理由として当該認定職業訓練を受講すること